

鳥取県病院局組織規程及び鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年 8 月27日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

**鳥取県病院局管理規程 3 号**

鳥取県病院局組織規程及び鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

(鳥取県病院局組織規程の一部改正)

第 1 条 鳥取県病院局組織規程(平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 1 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前																																									
<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第 5 条 次の表の第 1 欄に掲げる病院ごとに、同表の第 2 欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第 3 欄に掲げる科、室、部及び課を置き、鳥取県中央病院医療局の内科及び放射線科の事務を所掌させるため、同表の第 4 欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td rowspan="4">鳥取県立厚生 病院</td> <td>医療局</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>検査科</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療安全・ 感染防止対 策室</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>中央手術セ ンター</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>		略		鳥取県立厚生 病院	医療局	略		検査科		略	略			医療安全・ 感染防止対 策室			中央手術セ ンター			略		<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第 5 条 次の表の第 1 欄に掲げる病院ごとに、同表の第 2 欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第 3 欄に掲げる科、室、部及び課を置き、鳥取県中央病院医療局の内科及び放射線科の事務を所掌させるため、同表の第 4 欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td rowspan="4">鳥取県立厚生 病院</td> <td>医療局</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>検査科</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中央手術室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療安全・ 感染防止対 策室</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>		略		鳥取県立厚生 病院	医療局	略		検査科		中央手術室		略		略			医療安全・ 感染防止対 策室			略	
略																																											
鳥取県立厚生 病院	医療局	略																																									
		検査科																																									
		略																																									
	略																																										
	医療安全・ 感染防止対 策室																																										
	中央手術セ ンター																																										
	略																																										
略																																											
鳥取県立厚生 病院	医療局	略																																									
		検査科																																									
		中央手術室																																									
		略																																									
	略																																										
	医療安全・ 感染防止対 策室																																										
	略																																										
<p>(病院の所掌事務)</p> <p>第 6 条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>医療安全・感染防止 対策室</td> <td>                     1 院内の医療安全管理に関する指導、企画及び調整に関すること。                      2 院内の感染防止に関する指導、企画及び調整に関すること。                 </td> </tr> </table>		略		医療安全・感染防止 対策室	1 院内の医療安全管理に関する指導、企画及び調整に関すること。 2 院内の感染防止に関する指導、企画及び調整に関すること。	<p>(病院の所掌事務)</p> <p>第 6 条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>医療安全・感染防止 対策室</td> <td>                     1 院内の医療安全管理に関する指導、企画及び調整に関すること。                      2 院内の感染防止に関する指導、企画及び調整に関すること。                 </td> </tr> </table>		略		医療安全・感染防止 対策室	1 院内の医療安全管理に関する指導、企画及び調整に関すること。 2 院内の感染防止に関する指導、企画及び調整に関すること。																																
略																																											
医療安全・感染防止 対策室	1 院内の医療安全管理に関する指導、企画及び調整に関すること。 2 院内の感染防止に関する指導、企画及び調整に関すること。																																										
略																																											
医療安全・感染防止 対策室	1 院内の医療安全管理に関する指導、企画及び調整に関すること。 2 院内の感染防止に関する指導、企画及び調整に関すること。																																										

	3 その他医療安全対策・感染防止対策に必要な事項に関すること。		3 その他医療安全対策・感染防止対策に必要な事項に関すること。
中央手術センター	1 手術に関すること。 2 中央手術センターの管理に関すること。 3 その他手術に必要な事項に関すること。		
略		略	

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前																	
(給料表)		(給料表)																	
第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。		第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(別表第2)</td> <td>院長、副院長(医師の職務に従事する職員に限る。)、局長(医療局長に限る。)、<u>センター長(中央手術センター長に限る。)</u>、副局長(医療局の副局長に限る。)、部長(医療局の部長に限る。)、医長、副医長、室長(新生児集中治療室長及び画像診断室長に限る。)、医師及び歯科医師</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種類	適用範囲	略		医療職給料表(別表第2)	院長、副院長(医師の職務に従事する職員に限る。)、局長(医療局長に限る。)、 <u>センター長(中央手術センター長に限る。)</u> 、副局長(医療局の副局長に限る。)、部長(医療局の部長に限る。)、医長、副医長、室長(新生児集中治療室長及び画像診断室長に限る。)、医師及び歯科医師	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(別表第2)</td> <td>院長、副院長(医師の職務に従事する職員に限る。)、局長(医療局長に限る。)、<u>副局長(医療局の副局長に限る。)</u>、<u>部長(医療局の部長に限る。)</u>、<u>センター長</u>、<u>医長</u>、<u>副医長</u>、<u>室長(新生児集中治療室長及び画像診断室長に限る。)</u>、<u>医師及び歯科医師</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種類	適用範囲	略		医療職給料表(別表第2)	院長、副院長(医師の職務に従事する職員に限る。)、局長(医療局長に限る。)、 <u>副局長(医療局の副局長に限る。)</u> 、 <u>部長(医療局の部長に限る。)</u> 、 <u>センター長</u> 、 <u>医長</u> 、 <u>副医長</u> 、 <u>室長(新生児集中治療室長及び画像診断室長に限る。)</u> 、 <u>医師及び歯科医師</u>	略	
種類	適用範囲																		
略																			
医療職給料表(別表第2)	院長、副院長(医師の職務に従事する職員に限る。)、局長(医療局長に限る。)、 <u>センター長(中央手術センター長に限る。)</u> 、副局長(医療局の副局長に限る。)、部長(医療局の部長に限る。)、医長、副医長、室長(新生児集中治療室長及び画像診断室長に限る。)、医師及び歯科医師																		
略																			
種類	適用範囲																		
略																			
医療職給料表(別表第2)	院長、副院長(医師の職務に従事する職員に限る。)、局長(医療局長に限る。)、 <u>副局長(医療局の副局長に限る。)</u> 、 <u>部長(医療局の部長に限る。)</u> 、 <u>センター長</u> 、 <u>医長</u> 、 <u>副医長</u> 、 <u>室長(新生児集中治療室長及び画像診断室長に限る。)</u> 、 <u>医師及び歯科医師</u>																		
略																			
2~4 略		2~4 略																	
別表第5(第3条、第4条関係)		別表第5(第3条、第4条関係)																	
ア 医療職給料表(1)級別職務分類表		ア 医療職給料表(1)級別職務分類表																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>副院長、局長、<u>センター長</u>、副局長、</td> </tr> </tbody> </table>		職務の級	職務	略		3級	副院長、局長、 <u>センター長</u> 、副局長、	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>副院長、局長、副局長、部長、<u>センタ</u></td> </tr> </tbody> </table>		職務の級	職務	略		3級	副院長、局長、副局長、部長、 <u>センタ</u>				
職務の級	職務																		
略																			
3級	副院長、局長、 <u>センター長</u> 、副局長、																		
職務の級	職務																		
略																			
3級	副院長、局長、副局長、部長、 <u>センタ</u>																		

	部長、室長（画像診断室長に限る。）又は困難な業務を処理する医長、副医長若しくは室長（新生児集中治療室長に限る。）の職務
4級	院長又は困難な業務を処理する副院長、局長若しくはセンター長の職務

イ及びウ 略

別表第7（第7条、第20条関係）

職	区分
略	
局長（管理者が必要と認めたと者に限る。） 副院長 センター長（中央手術センター長であって管理者が必要と認めたとものに限る。）	2種
局長 課長（局総務課の課長に限る。） 部長（薬剤部長に限る。） 副局長（医療局の副局長を除く。） センター長（中央手術センター長に限る。） 副センター長 副室長（医療安全・感染防止対策室の副室長に限る。）	3種
略	

別表第9（第14条関係）

職種	額
略	
副院長、局長及びセンター長（中央手術センター長に限る。）	月額 44,000円
略	

	一長、室長（画像診断室長に限る。）又は困難な業務を処理する医長、副医長若しくは室長（新生児集中治療室長に限る。）の職務
4級	院長又は困難な業務を処理する副院長若しくは局長の職務

イ及びウ 略

別表第7（第7条、第20条関係）

職	区分
略	
局長（管理者が必要と認めたと者に限る。） 副院長	2種
課長（局総務課の課長に限る。） 局長 部長（医療局にあつては管理者が必要と認めたと者に限る。） 副局長（医療局にあつては管理者が必要と認めたと者に限る。） センター長（管理者が必要と認めたと者に限る。） 副センター長 室長（画像診断室長であつて管理者が必要と認めたとものに限る。） 副室長（医療安全・感染防止対策室の副室長に限る。）	3種
略	

別表第9（第14条関係）

職種	額
略	
副院長及び局長	月額 44,000円
略	

附 則

この規程は、平成22年9月1日から施行する。